

第31回全日本武術太極拳選手権大会

開 催 要 綱

実 施 内 容

1. 第31回全日本武術太極拳選手権大会の開催
2. 「第17回アジア競技大会 武術競技（韓国・仁川）」日本代表選手の最終選考

第31回全日本武術太極拳選手権大会の内容

1. 日 時：2014年7月4日(金)～ 6日(日)
2. 会 場：東京体育館（東京・千駄ヶ谷）
3. 主 催：公益社団法人日本武術太極拳連盟
主 管：NPO法人東京都武術太極拳連盟
4. 後 援：文部科学省，公益財団法人日本オリンピック委員会，公益財団法人日本体育協会，東京都，
(予 定) 朝日新聞社，公益社団法人日本中国友好協会
5. 特別協賛：(未定)
6. 協 賛：太極パートナーズ各社
7. 参加団体要件：下記の要件を満たす団体は，大会参加団体として出場選手，チームを推薦できる。
日本連盟加盟団体で，一口5万円・一口以上の大会分担金を納付する団体
8. 出場選手要件：
 - 1) 日本国籍を有する人，または日本国籍を有しない人で日本に継続して満3年以上在留している外国人。
(但し，日本国籍を有しない人は，国際大会の日本代表に選ばれない)。
 - 2) 上記の大会参加団体に所属する人。
 - 3) 「出場申込要領」に基づいて出場申込み手続きを行い，下記の大会出場料を納付した人。
 - ① 「個人競技部門」の1) 規定競技部門，2) 自選競技部門，3) 規定難度競技部門，5) 伝統競技部門に出場する選手は1人1種目につき4,000円を納付すること。
 - ② 選手強化委員会の指定を受けて，4) 自選難度競技部門に出場する選手は，1人1種目につき1,000円を納付すること。
 - ③ 「団体競技部門」に出場するチームは，35. 対練は1チーム1種目につき1万円の出場料，36. 集団は1チーム1種目につき1万5千円の出場料，37. 太極拳推手規定套路は1チーム1種目につき8千円の出場料を納付すること。
 - 4) 大会参加団体に所属しない個人で出場を希望する人は，都道府県選抜種目以外の種目に限って，大会運営委員会に直接出場を申し込むことができる。ただし1人1種目につき20,000円を納付すること。個人の出場申込書は2014年4月10日(木)までに日本連盟に提出されなければならない。同日を過ぎた申込書は受理されない。

9. 実施競技：

| 競技部門・種目 | 演技時間 | 1コートの 演技人数 | 種目の内容 |
|--------------------------------|-------------|---------------|--|
| 1) 規定競技部門 | | | |
| 1. 総合太極拳規定套路A B (満30歳以上) | 5分以上6分以内 | 2人 | 競技用総合太極拳の規定套路 |
| 2. 総合太極拳規定套路C (満29歳以下) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 3. 24式太極拳A (満60歳以上) | 4分以上6分以内 | 同上 | 24式太極拳の全套路 |
| 4. 24式太極拳B (満40～59歳) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 5. 24式太極拳C (満39歳以下) | 同上 | 同上 | 同上 |
| 6. ジュニア太極拳2 (16動作) (満18歳以下) | 3分以内 | 同上 | ジュニア太極拳2 (16動作) の全套路 |
| 7. ジュニア太極拳1 (13動作) (中学生以下) | 同上 | 同上 | ジュニア太極拳1 (13動作) の全套路 |
| 8. 長拳A 規定套路 | 1分20秒以上2分以内 | 1人 | 長拳の国際第二規定套路 |
| 9. 剣術A 規定套路 | 同上 | 同上 | 剣術の 〃 |
| 10. 刀術A 規定套路 | 同上 | 同上 | 刀術の 〃 |
| 11. 槍術A 規定套路 | 同上 | 同上 | 槍術の 〃 |
| 12. 棍術A 規定套路 | 同上 | 同上 | 棍術の 〃 |
| 13. 南拳規定套路 | 同上 | 同上 | 競技用南拳の規定套路 |
| 14. 南刀規定套路 | 同上 | 同上 | 競技用南刀の規定套路 |
| 15. 南棍規定套路 | 同上 | 同上 | 競技用南棍の規定套路 |
| 2) 自選競技部門 | | | |
| 16. 太極剣・刀 | 2分以上4分以内 | 2人 | 32式, 42式太極剣を含む全ての太極剣・刀 |
| 17. 48式・88式太極拳 | 3分以上4分以内 | 同上 | 48式太極拳または88式太極拳から自選する 48式の動作と88式の動作を混合した套路は 不可 |
| 18. 楊式太極拳 | 同上 | 同上 | 楊式太極拳から自選する |
| 19. 陳式太極拳 | 同上 | 同上 | 陳式太極拳から自選する |
| 20. 呉式太極拳 | 同上 | 同上 | 呉式太極拳から自選する |
| 21. 孫式太極拳 | 同上 | 同上 | 孫式太極拳から自選する |
| 3) 規定難度競技部門 | | | |
| 22. 太極拳 | 2分30秒以上4分以内 | 1人 | 日本連盟が編纂した太極拳規定難度套路 |
| 23. 南拳 | 1分以上2分以内 | 同上 | 日本連盟が編纂した南拳規定難度套路 |
| 24. 長拳 | 同上 | 同上 | 日本連盟が編纂した長拳規定難度套路 |
| 4) 自選難度競技部門 | | | |
| 25. 自選太極拳 | 3分以上4分以内 | 1人 | 新国際競技ルールに基づく自選難度套路。 強化指定選手で選手強化委員会の指名を受けた 選手のみが出場。 |
| 26. 自選太極剣 | 同上 | 同上 | |
| 27. 自選南拳 | 1分20秒以上2分以内 | 同上 | |
| 28. 自選南拳器械 | 同上 | 同上 | |
| 29. 自選長拳 | 同上 | 同上 | |
| 30. 自選長拳器械 | 同上 | 同上 | |
| 5) 伝統競技部門 | | | |
| 31. 伝統拳術A | 1分以上2分以内 | 1人 | 形意拳, 八卦掌, 八極拳および同種の拳術 |
| 32. 伝統拳術B | 同上 | 同上 | 翻子拳, 劈掛掌, 通背拳, 戳脚および同種 の拳術 |

| | | | |
|------------------|-----------|------|---|
| 33. 伝統拳術C | 同上 | 同上 | 象形拳（酔拳，地躺拳，螳螂拳他），伝統少林拳，查拳，華拳，洪拳およびその他の拳術。長拳は不可 |
| 34. 伝統器械 | 同上 | 同上 | 9. ～12. 14. 15. 16. 26. 28. 30. を除く全ての短・長・軟・双器械。但し，軟器械のうち，衝撃音を発する鞭類は他の競技の妨げとなるので不可とする。この禁止規定にかかわらず出場した場合は，出場中に演技を中断させ，得点を与えないこととする。 |
| 6) 団体競技部門 | | | |
| 35. 対練 | 40秒以上2分以内 | 1チーム | 2人または3人で，徒手及び器械で格闘形式の演技 |
| 36. 集団 | 1分以上4分以内 | 同上 | 4人以上10人以内で，徒手及び器械で集団演技 |
| 37. 太極拳推手規定套路 | 4分以上6分以内 | 同上 | 2人1組で，アジア武術連盟制定の「太極拳推手対練套路」の全套路を演技 |

10. 出場種目に関する規定：

競技部門を6部門とし，下記の通り出場制限を設ける。

1) 規定競技部門；

- (1) この部門に出場する選手は，他の2)～5)の個人競技部門のいずれの種目にも出場することができない。
- (2) 1.～5. は，1人1種目に限って出場することができる。
- (3) 1.～5. のいずれかの種目に出場する選手は，6.～15. のどの種目にも出場することができない。
- (4) 8.～15. のなかでは，1人最多3種目まで出場することができる。
- (5) 6. または7. のいずれかに出場する選手は，別途，8.～15. に最多3種目まで出場することができる。
- (6) 8.～15. のいずれかに出場する選手は，別途，6. または7. のいずれかに出場することができる。

2) 自選競技部門；

- (1) この部門に出場する選手は，他の1)，3)，4)，5)の個人競技部門のいずれの種目にも出場することができない。
- (2) 16.～21. は，1人1種目に限って出場することができる。

3) 規定難度競技部門；

- (1) この部門に出場する選手は，他の1)，2)，4)，5)の個人競技部門のいずれの種目にも出場することができない。
- (2) 22.～24. は，1人1種目に限って出場することができる。

4) 自選難度競技部門；

- (1) 日本連盟選手強化委員会が指定する選手だけが，この部門に出場することができる。この部門に出場する選手は，他の1)～3)，5)の個人競技部門のいずれの種目にも出場することができない。
- (2) 25.～30. は，1人の選手が3種目出場することができる。

5) 伝統競技部門；

- (1) この部門に出場する選手は，他の1)～4)の個人競技部門のいずれの種目にも出場することができない。
- (2) 31.～34. は，1人1種目に限って出場することができる。

6) 団体競技部門；

- 35.～37. は，1人1種目に限って出場することができる。

11. 出場人数（チーム数）枠；

1) 都道府県連盟は、大会参加団体として都道府県選抜種目に下記の人数（チーム数）に限って、選手を出場させることができる。

- 一 24式太極拳A（3.）、同B（4.）、同C（5.）は各々、一律男子1人、女子1人以内に限る。
- 一 上記以外の太極拳競技種目（1. 2. 16. ～21.）は各々、一律男子2人、女子2人以内に限る。
- 一 35. 対練は3チーム以内、36. 集団、37. 太極拳推手規定套路は各々、一律1チーム以内に限る。

2) 都道府県選抜の例外規定；

「日本学生武術太極拳連盟」（以下、学生連盟という）に加盟している大学の所属会員が、学生連盟を通じて出場申込を行う場合は、上記1）に規定する都道府県選抜と出場人数（チーム数）の制限を受けずに出場することができる。

12. 「ジュニア太極拳2（16動作）」と「ジュニア太極拳1（13動作）」の年齢規定と出場制限；

「7. ジュニア太極拳1（13動作）」は、「中学生以下」の選手にかぎり出場することができる。なお、「6. ジュニア太極拳2（16動作）」については、年齢規定が「18歳以下」なので、中学生以下の選手も出場できる。

他の太極拳種目に出場する選手はこれらの種目に重複して出場することはできない。

「ジュニア太極拳1・2」については、太極拳種目であるがジュニア層の太極拳競技の普及を図るため都道府県による選抜を経なくても出場できることとし、出場人数の制限も設けない。

13. 都道府県選抜種目に関する規定；

1) 6. ジュニア太極拳2、7. ジュニア太極拳1をのぞく規定競技部門、自選競技部門の太極拳種目（1. ～5. 16. ～21.）と団体競技部門（35. ～37.）（以下、都道府県選抜種目という）は、2014年4月1日現在在住する都道府県の都道府県連盟による選抜競技会または選抜会議を経て選抜された選手に限り、出場することができる。

選抜された選手の出場申し込み手続きは当該都道府県連盟を通じて行わなければならないが、4月1日現在の在住地ではない都道府県連盟やその他の団体が提出した出場申込みは無効となる。

2) 選手が在住する都道府県連盟により選抜された後に、2014年4月1日までの間に、当該都道府県外に転居した場合は、「出場申込書」に「転居証明書」を添付して、もとの都道府県連盟に選抜された選手として出場することができる。

3) 団体競技 35. ～37. の出場規定；

35. 対練、36. 集団および37. 太極拳推手規定套路は、チームを構成する選手のうち、少なくとも1人が上記に定める在住者であれば、他の選手が非在住者であっても、その1人が在住する都道府県連盟による選抜を経て、同都道府県連盟を通じて出場申込みをすることができる。

出場申込みを完了したチームを構成する選手のうち、1人または複数人が不測の事態により出場できなくなった場合は、別途定める「集団種目の出場選手変更規定」に規定された範囲内で変更することができる。

ただし、出場できなくなった選手が在住者でそれに替えて非在住者を出場させることはできない（出場できなくなった選手が非在住者の場合は、それに替える選手は非在住者でも在住者でもよい）。

4) 団体競技 35. ～37. の出場選手変更規定；

- ① 対練は1人のみ、集団は3人以内、太極拳推手規定套路は1人のみに限って、出場選手を変更し、あるいは出場を取り消すことができる。この範囲を超える変更は受理されない。
- ② 対練（2人または3人）で、最終出場申し込みで2人でエントリーしたチームは、1名を追加して3人で出場することはできない。集団（4人以上10人まで）で、最終出場申し込みでエントリーした人数を超えて人員を追加して出場することはできない。（例：最終エントリーで5人で申し込んだチームが、1人加えて6名で出場することはできない。）
- ③ 選手の変更届は、参加団体代表者が、事前に書面で提出しなければならない。事前に書面による変更届が提出されなかったチームの成績は、取り消されることもある。

14. その他の種目のエントリー；

ジュニア太極拳2（6.）、ジュニア太極拳1（7.）、長拳A（8.）、剣術A（9.）、刀術A（10.）、槍術A（11.）、棍術A（12.）、南拳（13.）、南刀（14.）、南棍（15.）、伝統拳術A（31.）、伝統拳術B（32.）、伝統拳術C（33.）、伝統器械（34.）および規定難度競技部門太極拳（22.）、同南拳（23.）、同長拳（24.）の17種目、男女計34種目は、従来通り日本連盟加盟団体を通じて出場申込みをすることができ、都道府県連盟による選抜を行わない。

15. 年齢規定のある種目；

年齢規定のある種目の年齢は、すべて2014年4月1日の満年齢によるものとする。

学籍規定のある種目は、すべて2014年4月2日の学籍によるものとする。

16. シード選手；

規定競技部門、自選競技部門の太極拳種目（1.～5. 16.～21.）は、上記13. 1）の規定に加えて、シード選手制度を設ける。団体競技（35.～37.）にはシード制度を設けない。

1）シード選手は都道府県選抜を経なくても当該種目に出場することができる。

2）シード選手は「第30回全日本選手権大会」の太極拳種目の入賞者数により下記の通り定める。入賞選手は、エントリー人数により下記のように定める。

3）① 入賞選手数が4位以上である種目は、1位～3位の選手をシード選手とする。

② 入賞選手数が3位である種目は、1位の選手のみをシード選手とする。

③ 入賞選手数が1位または2位までである種目は、シード選手を設けない。

※本大会のシード選手は、本要綱に添付された「第30回大会シード選手一覧」に記載された選手に限られる。

4）エントリー選手数9人以下 = 入賞者1人、

〃 10人以上14人以内 = 入賞者2人、

〃 15人以上19人以内 = 入賞者3人、

〃 20人以上24人以内 = 入賞者4人、

〃 25人以上29人以内 = 入賞者5人、

〃 30人以上39人以内 = 入賞者6人、

〃 40人以上49人以内 = 入賞者7人、

〃 50人以上74人以内 = 入賞者8人、

〃 75人以上 = 入賞者10人、

5）各種目で確定したシード選手のなかの1人または数人が、本大会の当該種目にエントリーしなかった場合でも、下位選手をシード選手に繰り上げることはしない。シード権は、本大会の当該種目に限られる。シード権は次期大会に持ち越したり、他の種目に転用したりすることはできない。

6）年齢制限のある種目について、シード指定を受けた選手の2014年4月1日現在の満年齢が、シード指定を受けた種目の制限年齢を超える場合は、その選手のシード権は失効する。この場合も、下位選手をシード選手に繰り上げることはしない。

7）シード選手の出場申込み手続；

一 シード選手に対しては、日本連盟から開催要綱、「シード選手一覧」および「＜個人競技＞出場申込書＜書式－4＞シード選手用」が送付され、本人がシード選手であることを正式に通知する。

一 シード選手が当該種目に出場を希望する場合、在住地の都道府県連盟を通じて、「出場申込み手続き」を行わなければならない。在住地以外の都道府県連盟を通じて出場申込みが行われた場合は無効となる。

一 シード選手は、2014年4月10日の出場申込み期限より以前に、出場の意向を在住する都道府県連盟に伝えなければ、当該都道府県連盟はそのシード選手の出場申込み手続きをすることができず、その結果、シード選手は本大会に出場することができなくなる。4月10日以前に在住する都道府県連盟に出場手続きを依頼する責任はシード選手にあるものとし、この依頼行為を怠ったために出場不能となった場合の責任は選手本人に帰するものとする。

17. 出場都道府県連盟の統一；

一人の選手はたとえ複数の個人競技種目に出場する場合でも、一つの都道府県連盟に限定して出場申込み手続きを行わなければならないこととする。

一人の選手が複数の都道府県連盟から、個人競技種目の出場申込みをした場合は、どちらの出場申込書も受理されない。

18. 競技運営に関する規定；

1）競技は、別途発行する「第31回全日本武術太極拳選手権大会・競技ルール」に基づいて実施する。

2）予選・決勝方式；

今大会では、すべての競技種目は予選・決勝を行わず、1回の演技で順位を決める。

3) 伝統種目の1位・2位決定戦:

伝統種目を奨励するために、伝統拳術A(31.)、同B(32.)、同C(33.)、伝統器械(34.)は、競技実施日に3位以下の選手の順位を決定して表彰する。1～2位の選手は、最終日(第3日)にあらためて1、2位決定戦を行って表彰する。ただし、エントリー人数が10人以下の種目はこれを実施せず、従来通り、1日で順位を決定して表彰する。

4) 表彰人数は、原則として予選エントリー人数に比例した「入賞者数」の規定に基づいて表彰する。

19. 出場申込みに関する規定:

下記に定める期限までに出場申込み手続きをしない団体は選手を出場させることができない。

◎出場申込み期限:2014年4月10日(木)

所定の「出場申込書」(個人競技用、団体競技用)を参加団体が一括して上記期限までに公益社団法人日本武術太極拳連盟に必着するよう送付する。

※1. 出場申込み期限後、直ちに各種目の出場人数に基づいて競技編成作業に入るの、期限を過ぎた申込みや人数の増加、変更等は一切受け付けられない。

※2. 大会第1日と第2日および第3日の各々に、どの種目を実施するかは、出場申込みの結果を待って編成し、発表するので、出場選手は自分の出場種目が、どの日に実施されても対応できるように備えられたい。ただし、「36. 集団」は本大会では、第1日または第2日に実施する。

20. 大会日程:

7月4日(金) 開会式、競技

5日(土) 競技

6日(日) 競技、閉会式

注)「36. 集団」は本大会では第1日または第2日に実施する。

21. 審判員研修:7月3日(木) 9:00~20:00

22. コート数:第1日、第2日、第3日とも6コートで実施する

23. 服装規定:

1)「6」団体競技部門)出場者をのぞく全員がゼッケンを着用する。

2)第26回大会より、服装規定が一部変更となり、下記の種目に出場する選手は統一デザインユニフォームを着用しなければならない。

「1」規定競技部門(6.ジュニア太極拳2、7.ジュニア太極拳1をのぞく全ての種目)。

1. 総合太極拳規定套路A B, 2. 同C, 3. 24式太極拳A, 4. 同B, 5. 同C, 8. 長拳A規定套路, 9. 剣術A規定套路, 10. 刀術A規定套路, 11. 槍術A規定套路, 12. 棍術A規定套路, 13. 南拳規定套路, 14. 南刀規定套路, 15. 南棍規定套路

「2」自選競技部門

16. 太極剣・刀, 17. 48式・88式太極拳, 18. 楊式太極拳, 19. 陳式太極拳, 20. 呉式太極拳, 21. 孫式太極拳

その他の競技部門3)~6)に出場する選手の服装は自由。ただし、文字・図案・絵などは不可。また、上着の丈は膝上までの長さとする。

3)統一デザインユニフォームを作る場合は、以下の点に注意すること(「出場申込要領」を参照)。

●太極拳

色: A, B, C 3種類とも、色は自由。但し、上着とパンツは必ず同色とする。各種類とも、刺繍、スパンコール、グラデーションなどの装飾や色変わりは不可。

BのパイピングおよびCの脇・袖内側切替は別色可。但し、別色は一色とし、複数色は不可。

上着:ファスナーによる前開き式とする(ファスナーは、上下全面使用でも、上半分使用でも可)。右側寄り、または左側寄りの偏開き方式は不可。チャイナボタン、中国組紐ボタンは禁止する。

●長拳・南拳

ベルト:ベルトは伸縮性のあるゴムベルトを使用。布製長尺帯は不可。

24. 審判員:すべての審判員は日本連盟公認審判員が担当する。

25. 表彰:各部門の入賞者を表彰する。

連絡・申込み先:〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2F

公益社団法人日本武術太極拳連盟 ☎ 03(3265)9494, Fax 03(3265)9550